



埼玉県報

第 2862 号
平成 28 年(2016 年)
12 月 27 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 埼玉県健康マイレージシステム構築・運營業務委託に関する契約の相手方等の公示（健

康長寿課)

- 指扇北土地改良区の役員退任届 (さいたま農林振興センター)
- 清算法人指扇北土地改良区の清算人就任届 (さいたま農林振興センター)
- 農用地利用配分計画の縦覧 (農業ビジネス支援課)
- 農用地利用配分計画の認可 (農業ビジネス支援課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 土砂災害警戒区域等の指定 (河川砂防課)
- 朝霞都市計画道路の変更 (都市計画課)
- 志木都市計画道路の変更 (都市計画課)
- 和光都市計画道路の変更 (都市計画課)
- 川越都市計画道路の変更 (都市計画課)
- 熊谷ラグビー場新スタンドほか建設工事に関する契約の相手方等の公示(公園スタジアム課)
- 県道青梅入間線の区域の変更 (飯能県土整備事務所)
- 県道川島こども動物自然公園自転車道線の供用の開始 (東松山県土整備事務所)
- 県道上里鬼石線の供用の開始 (本庄県土整備事務所)
- 県道行田蓮田線の区域の変更 (行田県土整備事務所)
- 県道騎西鴻巣線の区域の変更 (行田県土整備事務所)
- 県道上新郷埼玉線の区域の変更 (行田県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 埼玉県立小児医療センター新病院の手術用磁場式・光学式ナビゲーションシステムの調達に関する入札公告 (経営管理課)

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十四号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中三一五の項を三一六の項とし、二二六の項から三一四の項までを一項ずつ繰り下げ、二二五の項の次に次のように加える。

二二六	ビュートラス入間住宅	入間市高倉二丁目	中層準耐火	四九・六八	二〇
-----	------------	----------	-------	-------	----

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十五号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二百九条第一項の表精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

発達障害総合支援センター	所長があらかじめ指定	同
ター	する担当部長	

第二百九条第一項の表川越児童相談所及び熊谷児童相談所の項中「所長があらかじめ指定する担当部長」を「同」に改め、同条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校及び草加かがやき特別支援学校を除く。）及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。）の項及び同表川越特別支援学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校及び草加かがやき特別支援学校の項中「、岩槻特別支援学校」を削り、「及び草加かがやき特別支援学校」を「、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。ただし、第二百九条第一項の表の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一三―四九

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童」を「小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子」に改め、同項第二号中「二週間」を「一週間」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

第一条の二第一項第二号に次のように加える。

へ 次に掲げる者であつて職員と同居しているもの

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

第六条の二中「」又は第四項「の下に」（同条第五項において準用する場合を含む。）を加える。

第十一条第一項第三号の三中「この号」の下に「及び第十三条第七項」を加える。

第十三条第三項中「介護休暇の初日から一年間において」を「任命権者が、職員の申出に基づき、「に、「の範囲で」を「を超えない範囲内で指定する期間（次項及び第五項において「指定期間」という。）内において」に改め、同条第五項中「四時間」の下に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 任命権者は、職員から指定期間の延長又は短縮の申出があつた場合には、当該申出に基づき、延長又は短縮した指定期間を指定するものとする。この場合において、指定期間の延長は、三の期間のそれぞれにつき一回に限るものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、任命権者は、第三項の申出に係る期間（以下この項において「申出の期間」という。）又は前項の指定期間の延長の申出があつた

場合の延長に係る期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかでない日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（介護時間の承認）

第十六条の二 前条の規定は、介護時間の承認について準用する。この場合において、同条中「介護休暇」とあるのは「介護時間」と、「第十五条第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と、同条ただし書中「日又は時間」とあるのは「時間」と読み替えるものとする。

2 介護時間の単位は、三十分とする。

3 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲の時間とする。

第十七条第一項中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第二項中「又は介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十三条第三項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の期間が三の期間を限度とする通算して六月までの間にある職員についても適用する。

3 前項の場合において、承認を受けた介護休暇の期間の末日が施行日前である介護休暇に係る改正後の第十三条第三項に規定する指定期間については、当該介護休暇の期間を指定期間とみなし、承認を受けた介護休暇の期間の末日が施行日以後である介護休暇に係る同項に規定する指定期間については、任命権者は、当該介護休暇の期間の初日から職員の申出に基づく施行日以後の日（通算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、施行日（承認を受けた介護休暇の期間

の初日が施行日以後の日である場合は、当該介護休暇の期間の初日）から同項の申出において指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、施行日以後の期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一八―一

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八―六）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「第二条の二第二号」を「第二条の三第二号」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六一八八

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類

第七条中「第十一号及び第十三号」を「第十一号、第十二号及び第十四号」に、「第十二号及び第十四号」を「第十三号及び第十五号」に改める。

第十三条中「第十号」を「第十一号」に改める。

別表第一警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験 サイバー犯罪捜査Ⅰ類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務 の級二級の職
---------------------------	---------------------------------

別表第二警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類	<p>教養試験</p> <p>専門試験（記述式）</p> <p>専門試験（口述式）</p> <p>適性試験</p> <p>論文試験</p> <p>人物試験</p> <p>身体検査</p> <p>体力検査</p>	<p>専門試験（記述式）</p> <p>専門試験（口述式）</p>	<p>コンピュータシス テム、情報セキュ リティ、データ構 造及びアルゴリズ ム、ソフトウェア 設計、ソフトウエ ア開発、マネジメ ント並びにストラ テジ</p>
-----------------------	---	-----------------------------------	---

別表第三警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験	試験の告示の日の属する年度の四月一日におけ
-------------	-----------------------

サイバー犯罪捜査Ⅰ類

る年齢が三十歳未満の者のうち当該年度の三月までに初任給規則別表第三に定める基準学歴区分の大学卒の資格を取得した者及び取得見込みの者で情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）に基づく基本情報技術者試験に合格している者

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千六百四十七号

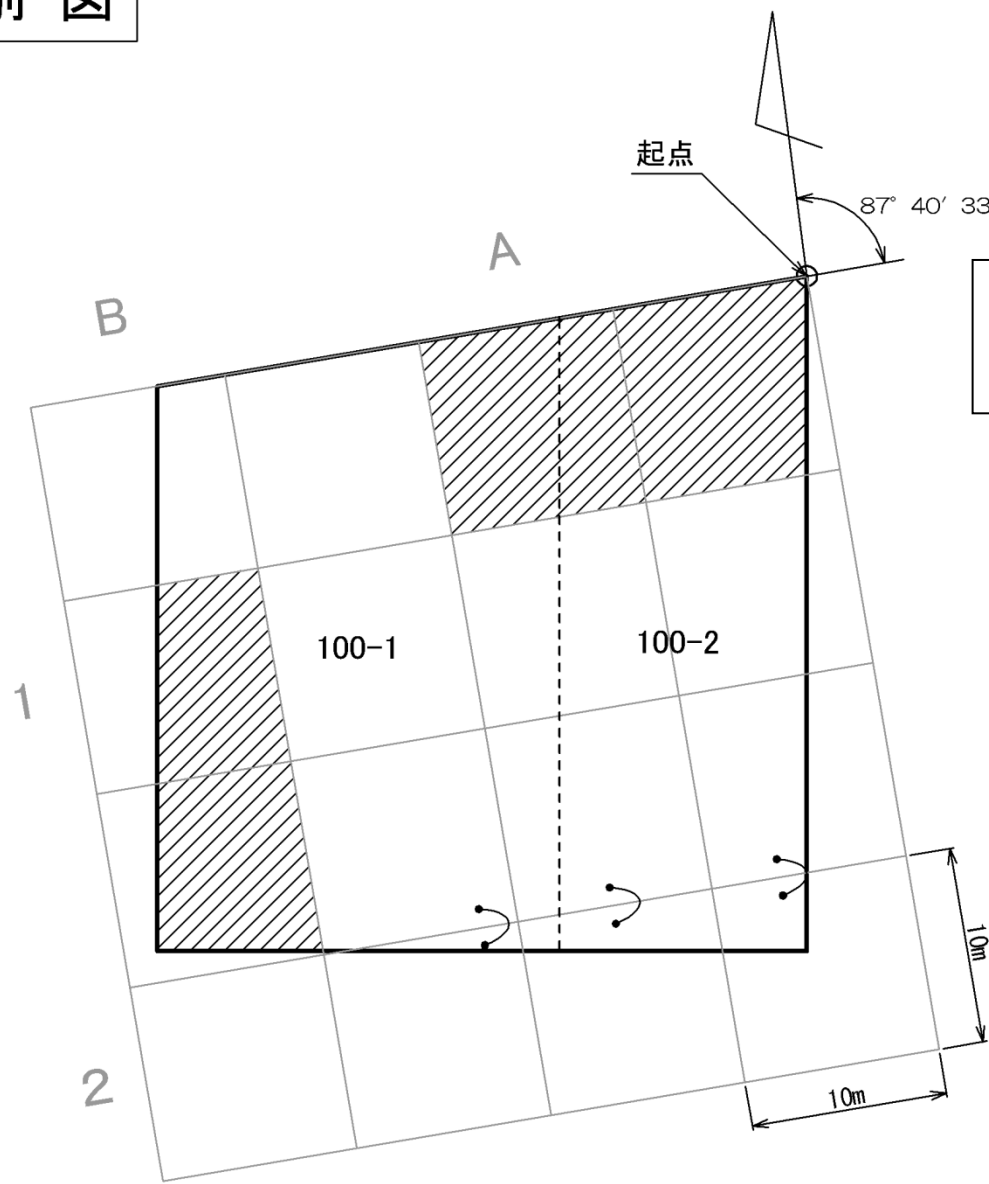
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司






- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県三郷市高州二丁目百番一の一部及び百番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別 図



起点
起点は埼玉県三郷市高州二丁目 100-2 の最北端とする。

格子の回転角度 87° 40' 33"

-  : 形質変更時要届出区域に指定する区画
-  : 単位区画
-  : 敷地境界
-  : 地番境界
-  : 区画統合

告 示

埼玉県告示第千六百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

わかくさ薬局 御茶山店	阪神調剤薬局 川口店		医療法人社団 寿明会 おむら齒科医院		あすなる薬局		阪神調剤薬局 埼玉日高店		つばさ薬局 八潮店		名称
東松山市御茶 山町一四一 八	川口市木曾呂 一三四六一三		川口市川口二 一七一七		入間市東町七 一三一六		日高市栗坪一 〇六一一		八潮市大瀬一 一〇一三二		所在地
トリー 有限公司 ビク	株式会社 調剤薬局 阪神		医療法人社団 寿明会 おむら齒科医院		株式会社 イカルパティオ メデ		株式会社 調剤薬局 阪神		株式会社 イカルケミスト メデ		開設者名
居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導	サービスの種類
平成二十八年 十一月一日	平成二十八年 十二月一日		平成二十八年 六月一日		平成二十八年 六月一日		平成二十八年 十二月一日		平成二十八年 十月一日		指定年月日

告 示

埼玉県告示第千六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	指定居宅介護支援 事業所訪問看護ス テーションゆーらっ ぷ	八潮中央訪問看護 ステーション	デイサービスセンタ ー「けやきの家」	指定居宅介護支援 事業所 ケアセンタ ー八潮	川口市中央地域包 括支援センター	三芳町社会福祉協 議会	ウエルサポート	
変更事項	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	
変更前	上尾市緑丘三 ー二六 あげ おグリーンハイ Cー〇三	八潮市緑町一 二四一七	入間郡三芳町北 一永井五七七	老人デイサービ スセンター「け きの家」	八潮市緑町一 二二一八	川口市幸町一 五ー七 川口 みちのくビル二 F	入間郡三芳町北 一永井五七七	深谷市小前田二 八二二一三
変更後	上尾市中妻一 ー一八 北尾マンシ ョンAー〇三 号	八潮市南川崎 七二二一	入間郡三芳町 北永井二五六 一四	デイサービス センター「け やきの家」	八潮市鶴ヶ曾 根一八四一	川口市幸町一 一ー二二三 サンリーブ幸 町コートハウ スーF	入間郡三芳町 一藤久保一八 一四	深谷市小前田 二七五三
サービスの種類	訪問看護 居宅介護支援 介護予防 訪問看護	訪問看護 介護予防	通所介護 認知症対応型 通所介護	介護予防 認知症対応型 通所介護	居宅介護支援	介護予防支援	福祉用具貸与 福祉用具販売 特定福祉 用具販売 介護予防 福祉用具貸与 特定介護予 防福祉用具 販売	

<p>エルフ居宅介護支援 事務所</p>	<p>医療法人 D & H かめた歯科医院</p>				<p>埼玉県済生会 ケア ステーションなでしこ</p>
<p>事業所 所在地</p>	<p>事業所 名称</p>	<p>事業所 所在地</p>	<p>事業者 名称</p>	<p>事業者 所在地</p>	<p>事業所 所在地</p>
<p>〇〇熊谷市新堀八 階R A U R B号室 V</p>	<p>医療法人か めた歯科医院</p>	<p>川口市川口四 丁目八十一 タケヤハイ ツ 錦町一〇一</p>	<p>医療法人か めた歯科医院</p>	<p>川口市川口四 丁目八十一 タケヤハイ ツ 錦町一〇一</p>	<p>川口市北原二 丁目一四二 ス北原台二〇 六</p>
<p>三三熊谷市村岡二 三三B二〇</p>	<p>医療法人か めたD &H 歯科医院</p>	<p>川口市川口四 丁目一四一 タケノヤハイ ツ 錦町一〇一</p>	<p>医療法人か めたD &H 歯科医院</p>	<p>川口市川口四 丁目一四一 タケノヤハイ ツ 錦町一〇一</p>	<p>川口市西川口 一丁目一四 六F</p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導</p>				<p>訪問介護 訪問介護 訪問介護</p>

告 示

埼玉県告示第千六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

ヘルパーステーション・アニマート東川口	オリーブ薬局	明倫堂薬局	マミー薬局	ローソクオール薬局 八潮新葛西橋店	カゴハラ歯科医院	医療法人社団寿明会 おおむら歯科医院	名称
川口市戸塚六丁目八番六号 川口エヴァーグリーンセンター二〇一	ふじみ野市上福岡一丁目四一四〇	ふじみ野市上福岡一丁目六一三八	草加市草加一丁目四一	八潮市茜町一丁目二一六	深谷市東方三二七八一三	川口市川口二一六一〇	所在地
訪問介護 介護予防訪問介護	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	サービスの種類
平成二十八年九月三十日	平成二十七年五月三十一日	平成十八年八月三十一日	平成二十八年十一月一日	平成二十八年十月三十一日	平成二十八年十一月八日	平成十八年八月三十一日	廃止年月日

所居 宅介 護支 援事 業 桜	南 デ イ サ ー ビ ス 新 曾 フ オ ル テ シ モ	デ イ サ ー ビ ス フ オ ル テ シ モ と だ	ホ ー ム ヘ ル プ サ ー ビ ス あ け ぼ の	幸 せ の 羽 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	い き い き ら い ふ S P A 川 口 W E S T
フ 二 七 一 〇 六 川 口 市 桜 町 五 一 五 一 ア ー バ ン ラ イ	〇 一 一 四 一 F 戸 田 市 新 曾 南 二 一	一 八 一 一 〇 三 戸 田 市 上 戸 田 二 一 六	上 尾 市 上 野 五 六 七	三 一 一 八 一 一 八 北 葛 飾 郡 杉 戸 町 清 地	一 六 川 口 市 西 川 口 六 一 七
居 宅 介 護 支 援	介 護 予 防 通 所 介 護	通 所 介 護	介 護 予 防 通 所 介 護	通 所 介 護	介 護 予 防 通 所 介 護
十 月 三 十 一 日 平 成 二 十 八 年	十 一 月 三 十 日 平 成 二 十 八 年	十 一 月 三 十 日 平 成 二 十 八 年	十 月 三 十 一 日 平 成 二 十 四 年	十 一 月 一 日 平 成 二 十 八 年	十 月 三 十 一 日 平 成 二 十 八 年

告 示

埼玉県告示第千六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
はせがわ泌尿器科 皮フ科クリニックス	医療法人社団 桜上会	東松山市日吉町一二一 三三	平成二十八年十一 月一日
医療法人 共生の 友 戸田の杜クリ ニックス	医療法人 の友 共生	戸田市上戸田五一一 グリーンフォレスト戸 田一F	平成二十八年十一 月一日
医療法人 明純会 あいおいクリニックス	医療法人 明純	秩父市相生町九一四	平成二十八年十一 月一日
あさひ診療所	堀 泰弘	秩父市本町一―二	平成二十八年十一 月一日
おけがわ眼科	富山 隆一	桶川市若宮一―五―二 パトリア桶川四階	平成二十八年十二 月一日
富士見在宅クリニ ックス	医療法人社団 慈瑛会	富士見市針ヶ谷二―八 一七	平成二十八年十一 月一日
みやうち内科・消化 器内科クリニックス	医療法人社団 宮永会	北足立郡伊奈町寿二― 一四四―四	平成二十八年十一 月一日
医療法人社団紀夢 会 戸田駅前T― FRONTE大島	医療法人社団 紀夢会	戸田市新曾六六二 T FRONTE三階	平成二十八年十二 月一日
眼科			
街かどのクリニック	松代 有司	入間郡毛呂山町川角七 一―	平成二十八年十二 月一日

医療法人 おっぺ 小児科・アレルギー 科クリニック	医療法人 おっぺ 小児科・アレルギー 科クリニック	入間郡毛呂山町若山一 八―七 一階A号室	平成二十八年十一 月一日
朝霞中央クリニッ ク	医療法人 循和 会	朝霞市本町一―三四―一 ボンビラーージュ五〇三	平成二十八年十一 月一日
医療法人 円由 会 あさくらクリ ニック	医療法人 円由 会	朝霞市北原二―一―三〇	平成二十八年十一 月一日
ここにこハート内 科クリニック	医療法人 にこに こなごみ会	東松山市五領町二―三三	平成二十八年十一 月一日
田代内科	医療法人 田代 内科	蕨市錦町五―三―二八― 一〇二	平成二十八年十一 月一日
阿部診療所	阿部 有寛	吉川市きよみ野三―一三 ―一〇	平成二十八年十二 月七日
ひよこの子歯科	加藤 靖子	本庄市早稲田の杜三―一 ―五	平成二十八年四月 一日
岩崎歯科医院	岩崎 秀広	蓮田市末広一―一―一六	平成二十八年十一 月四日
東川口さざんか歯 科	平岡 俊郎	川口市戸塚東一―八―五 新井マンション一〇一	平成二十八年十二 月五日
ファミリー歯科医 院	医療法人 慈皓 会	志木市本町五―二四―一 八	平成二十八年十二 月一日
医療法人 ちょう 心会 カゴハラ歯 科医院	医療法人 ちょう 心会	深谷市東方三二七五―一	平成二十八年十一 月九日

氏名	住所	施 術 所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
氏名 菊地 辰彦	住所	名称 フォレスト整骨院	所在地 鴻巣市逆川二―八―二三 グラントドルソイ一〇一	指定年月日 平成二十八年九月十二日
氏名 細貝 匡慶	住所	名称 きざわ鍼灸接骨院	所在地 戸田市喜沢一―二七―四 AZビル一〇二	指定年月日 平成二十八年十一月十五日

二 指定施術機関

訪問看護ステーション デューン春日部	株式会社 N・フ春日部市粕壁一―七―一 池田ビル三階	一	平成二十八年十二月一日
ウエルシア薬局 深谷小前田店	ウエルシア薬局株式会社	一	平成二十八年十二月一日
マミー薬局	株式会社 鈴木薬局	草加市草加一―四―一	平成二十八年十一月一日
アイセイ薬局 戸田駅前店	株式会社 アイセイ薬局	戸田市新曾六六二 FRONT E三階	平成二十八年十一月一日
ことぶき薬局	有限会社 種家	八潮市南川崎八三八―一	平成二十八年十月三日
アステル薬局 麻生店	大株式会社 飛鳥熊谷市川原明戸八五九―一 薬局	一七	平成二十八年十一月一日

渡辺 貴史	上地 朋希	物井 孝二	篠原 清巳	渡部 泰成	中村 努	大北 佳信	石黒 通恭
プラスケア	大森駅前治療院	在宅マッサージひまわり	しのはら指圧マッサージ室	いちご足立治療院	めいかい接骨院	b c L A B 戸田公園 鍼灸整骨院	いるま整骨院
階 大成企業ビル四 一四一九 平成二十八年十一月 一日	東京都港区芝浦 森北一六 一日 平成二十八年十二月	神田一六一 一七 平成二十八年十月二 十七日	鶴ヶ島市藤金八 六四一九 一日 平成二十八年十二月	東京都足立区一 ツ家二一六 一三 一日 平成二十八年十一月	新座市片山二 一三一三 一〇六 七日 平成二十八年十一月	戸田市戸田公園 五一一四 みどりコーポ一〇一 一日 平成二十八年十二月	入間市豊岡一 三二五 半田 ビル一F一〇一 四日 平成二十八年十一月

杉山 兼一
栄接骨院
新座市栄四一五 一三四
平成二十八年十二月 一日

告示

埼玉県告示第千六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
八潮中央訪問看護ステーション	所在地	八潮市緑町一―二四―七	八潮市南川崎七二二―一
なごみ診療所	所在地	白岡市野牛一三二八―二―三〇二	白岡市新白岡五―一三―二六 メゾンコジマⅢ三〇二
ハート薬局 草加店	名称	ハート薬局	ハート薬局 草加店

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
嶋村 崇	施術所所在地	神奈川県座間市緑ヶ丘一―一五―一 スウェルパーク一〇三	神奈川県相模原市中央区高根一―一―六 マルイシビル三〇二

竹田 大河		浅子 佳奈	
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称
三 川越市南台三ー一二ー	南大塚駅前接骨院	町一ー三〇〇ー二 さいたま市大宮区大成	はっとりはり・きゆう 接骨院（大成院）
三ー四一ー一〇 サ ンライトビルーF 東京都府中市紅葉丘	たま駅前接骨院	三七〇九一六 さいたま市西区指扇	はっとりはり・きゆう 接骨院（西大宮院）

告 示

埼玉県告示第千六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
田代内科	蕨市錦町五―三―二八―一〇二	平成二十八年十月三十一日
森田歯科医院	所沢市上安松六六	平成二十八年十二月三十一日
ささき婦人科クリニック	白岡市新白岡六―一―一〇	平成二十八年十一月三十日
戸田の杜クリニック	戸田市上戸田五―一 グリーンフ オレスト戸田一F	平成二十八年十月三十一日
朝霞中央クリニック	朝霞市本町一―三四―一ボンビラ ―ジュ五〇三	平成二十八年十月三十一日
医療法人 ちよう心会 カゴハラ歯科医院	深谷市東方三二七八―一三	平成二十八年十一月八日
あさくらクリニック	朝霞市北原二―一―三〇	平成二十八年十月三十一日
みやうち内科・消化器内科 クリニック	北足立郡伊奈町寿二―一四四― 四	平成二十八年十月三十一日
にこにこハート内科クリニック	東松山市五領町二―三三	平成二十八年十月三十一日
あいおいクリニック	秩父市相生町九―一四	平成二十八年十月三十一日
ローソクオール薬局 八潮新葛西橋店	八潮市茜町一―一二―一六	平成二十八年十月三十一日
あさひ診療所	秩父市番場町一〇	平成二十八年十月三十一日

マミー薬局	山下整形外科	堀切歯科医院	アステル薬局 大生店	岩崎歯科医院	阿部診療所	はせがわ泌尿器科皮 フ科クリニック	おっぺ小児科・アレ ルギー科クリニック	川口肛門胃腸クリニ ック	富士見在宅クリニッ ク	脳健クリニック
草加市草加一丁目四一	久喜市栗橋東一丁目五三〇	三郷市谷口二二三	熊谷市大麻生八六三一二	蓮田市末広二丁目七一九	吉川市保七一七一二一〇二	東松山市日吉町一二一三三	入間郡毛呂山町若山一丁目八一七	川口市本町四丁目三一 サンケイ ビル二階	富士見市針ヶ谷二丁目八一七	草加市北谷一丁目二二一三
平成二十八年十一月一日	平成二十八年十二月三十 一日	平成二十八年十一月二十 一日	平成二十八年十月三十一 日	平成二十八年十一月三日	平成二十八年十一月三十 日	平成二十八年十月三十一 日	平成二十八年十月三十一 日	平成二十八年十月三十一 日	平成二十八年十月三十一 日	平成二十八年二月七日

おおあそう歯科医院	熊谷市大麻生八九一七	平成二十八年六月三十日
医療法人社団大生会 タカツ歯科医院	川口市戸塚一―一五―六	平成二十八年十一月八日

告 示

埼玉県告示第千六百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団 松桐会 上福岡皮膚科	ふじみ野市上福岡一―一四 ―四六 中商ビル二F	平成二十九年一月一日

告示

埼玉県告示第千六百五十五号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十八年十二月二十七日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心 一等地二	平成三十一年十二月十六日

告 示

埼玉県告示第千六百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県健康マイレージシステム構築・運營業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部健康長寿課健康長寿担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年10月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社N T T ドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
- 5 契約金額
226,854,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第千六百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、指扇北土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	石井友一	埼玉県さいたま市西区宮前町千八百二十一番地二
同	片岡良夫	同 大字清河寺千六十番地
同	金子裕治	同 三橋六丁目千三百六十九番地
同	黒田安正	同 五丁目八百八十六番地
同	齋藤重則	同 大字清河寺千二十九番地
同	齋藤茂	同 同 千三十一番地
同	関根克信	同 同 高木千三百八十八番地
同	関根忠泰	同 同 千三百七十四番地一
同	高野茂子	同 同 千二百六十八番地
同	高野雅好	同 同 千七百番地
同	長澤章	同 同 千三百五十三番地
同	長澤勲夫	同 同 千三百八十三番地
同	細田朝司	同 同 千七百八十二番地一
同	細田富夫	同 同 千六百七十五番地
同	細田勝	同 同 千七百六十番地
同	増永幸三	同 同 清河寺千九十五番地
同	和久津昭夫	同 同 高木千七百八十八番地
同	和久津正一	同 同 千八百十五番地
同	和久津清次	同 同 清河寺千二十五番地一の二
同	和久津重明	同 同 千六番地

告示

埼玉県告示第千六百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十八年十月二十四日解散認可したさいたま市の指扇北土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
石井友一	埼玉県さいたま市西区宮前町千八百二十一番地二
片岡良夫	同 大字清河寺千六十番地
金子裕治	同 三橋六丁目千三百六十九番地
黒田安正	同 五丁目八百八十六番地
齋藤重則	同 大字清河寺千二十九番地
齋藤茂	同 同 千三十一番地
関根克信	同 同 高木千三百八十八番地
関根忠泰	同 同 同 千三百七十四番地一
高野茂子	同 同 同 千二百六十八番地
高野雅好	同 同 同 千七百番地
長澤章	同 同 同 千三百五十三番地
長澤勲夫	同 同 同 千三百八十三番地
細田朝司	同 同 同 千七百八十二番地一
細田富夫	同 同 同 千六百七十五番地
細田勝	同 同 同 千七百六十番地
増永幸三	同 同 同 清河寺千九十五番地
和久津昭夫	同 同 同 高木千七百八十八番地
和久津正一	同 同 同 千八百十五番地
和久津清次	同 同 同 清河寺千二十五番地一の二
和久津重明	同 同 同 千六番地

告示

埼玉県告示第千六百五十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
相関 寅雄	埼玉県加須市根古屋百四十五番地	埼玉県加須市根古屋字向沼五百八十二番一ほか二筆	二、四九〇
荒井 雅明	埼玉県加須市向古河五百十八番地一	埼玉県加須市栄字北高野三千七百八十二番一	七四二
五十嵐 輝光	埼玉県加須市根古屋八十五番地一	埼玉県加須市日出安字新道上六百五十四番	九一三
五十嵐 英夫	埼玉県加須市根古屋四百八十一番地	埼玉県加須市日出安字新道下三百十九番一	一、七九九
五十畑 義一	埼玉県加須市柳生三百七十番地	埼玉県加須市栄字神出二千六百二十番	七九九
江川 博久	埼玉県加須市栄千九百四番地	埼玉県加須市栄字高野三千二百二十七番	一、〇〇一

小倉 和夫	大森 一也	大谷 寿男	江森 利雄	江原 百合子	江原 武	江原 忍	江原 憲一	江原 明	江田 宏	江田 章司
埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市栄二 千三百二十七番地	埼玉県加須市栄二 千百十二番地	埼玉県加須市日出 安二百十六番地	埼玉県加須市日出 安九百四十五番地	埼玉県加須市日出 安九百三十八番地	埼玉県加須市日出 安九百四十五番地	埼玉県加須市上高 柳七百九十一番地	埼玉県加須市日出 安九百六十五番地	埼玉県加須市伊賀 袋四番地	埼玉県加須市伊賀 袋二番地
埼玉県加須市栄字 北高野三千七百二 十八番ほか六筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千七百十 七番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 高野三千二百六十 八番ほか五筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見十一番 ほか十筆	埼玉県加須市日出 安字新道下三百十 二番一ほか六筆	埼玉県加須市日出 安字新道下四百八 十六番ほか十一筆	埼玉県加須市日出 安字新道下五百十 五番ほか十八筆	埼玉県加須市日出 安字上七百五十番 一ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字新道上五百九 十八番ほか七筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千七百六 十五番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千七百四 十四番
八、五二〇	一、六五〇	五、九六六	一五、三四七	五、二二六	一〇、八六四	一五、二三六	二、六三七	六、八一九	三、七八四	一、九九六

小堀 義徳	小林 孝司	小林 清治	小沼 茂	小泉 明	川島 猛夫	亀田 美知雄	金子 清勝	加藤 繁雄	小田 秀人	小曾根 正可
埼玉県加須市日出 安八百二番地	埼玉県加須市日出 安八百三十四番地	埼玉県加須市日出 安九百九十四番地	埼玉県加須市上高 柳七百八十二番地 一	埼玉県加須市常泉 百六十三番地	埼玉県加須市柳生 百五十番地一	埼玉県加須市栄二 千三百五番地一	埼玉県加須市栄二 千二百六十二番地	埼玉県加須市栄百 九十八番地	埼玉県加須市花崎 四丁目七番地十九 ドミール・ヒロ二百 三号	埼玉県加須市栄二 千三百十九番地
埼玉県加須市日出 安字上七百九十六 番二ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字新道下三百二 十九番一ほか十筆	埼玉県加須市日出 安字新道上六百二 番ほか十六筆	埼玉県加須市日出 安字新道上五百九 十一番ほか二筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百七十 八番	埼玉県加須市栄字 北高野三千八百八 十七番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 高野三千三百五番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 高野三千二百四十 九番一ほか四筆	埼玉県加須市栄字 西田千百五十二番 ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字上六百七十一 番一ほか十一筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千六百七 十七番
一、一八〇	七、九五三	一三、三〇九	一、九二五	一、〇五七	一、六二八	五、八一九	五、五七五	七、六七三	六、五九〇	一、四〇〇

篠塚 一男	佐藤 充宏	酒卷 秀行	酒卷 重雄	坂庭 政治	斎藤 年一	齊藤 武司	齊藤 昌一	齊藤 茂雄	齊藤 一美	齊藤 明善
一 埼玉県加須市根古 屋六百五十二番地	埼玉県加須市飯積 四百七十五番地二一	埼玉県加須市正能 一番地十一	埼玉県加須市日出 安三百七十五番地	埼玉県加須市根古 屋二百八十二番地	埼玉県加須市根古 屋百五十九番地	埼玉県加須市日出 安四百四十八番地	六 埼玉県加須市根古 屋六百三十八番地	埼玉県加須市外川 四百五十五番地十	十三 埼玉県加須市根古 屋六百五十四番地	埼玉県加須市根古 屋百四十八番地一
ほか三筆 埼玉県加須市根古 屋字向沼六百番二	埼玉県加須市栄字 高野三千二百四十 四番一ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百三十 三番ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見十四番 ほか二筆	埼玉県加須市日出 安字新道下三百二 十七番一ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百四十 五番ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見十九番 一ほか七筆	二 埼玉県加須市根古 屋字向沼六百十番	ほか二筆 埼玉県加須市日出 安字上七百十七番	一 埼玉県加須市根古 屋字向沼六百十番	ほか四筆 埼玉県加須市日出 安字外柵見四十番
二、 四九七	一、 二七二	二、 六八三	三、 二六七	三、 九四一	一、 一五八	八、 八四七	二、 三三九	二、 九七五	七、 二四	四、 六四八

高橋 雅一	関根 栄治	関口 弘幸	関口 恒夫	関口 晋司	鈴木 建一	杉本 明範	下山 房巳	嶋村 ツネ	嶋村 すみ子	嶋村 新二
埼玉県加須市駒場 四百六十四番地三	埼玉県加須市根古 屋百五十番地	埼玉県加須市日出 安四百五十五番地 一	埼玉県加須市日出 安五百八十四番地 一	埼玉県加須市日出 安四百三十五番地	埼玉県春日部市米 島九百七十一番地	茨城県古河市鴻巣 千十二番地一	埼玉県加須市柳生 四十七番地	埼玉県加須市日出 安四百五番地六	埼玉県加須市日出 安七百四十三番地	埼玉県加須市日出 安千三百三十一番 地
埼玉県加須市駒場 字駒場二百二十四 番ほか十七筆	埼玉県加須市日出 安字新道下三百三 番一ほか七筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見八十一 番一ほか十九筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見七十八 番ほか十筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見十七番 ほか八筆	埼玉県加須市日出 安字上六百七十二 番一ほか九筆	埼玉県加須市栄字 高野三千百八十七 番ほか二筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千八百九 十四番	埼玉県加須市日出 安字外柵見五十五 番ほか三筆	埼玉県加須市日出 安字上七百七番二 ほか八筆	埼玉県加須市日出 安字新道上六百三 十三番一ほか十筆
一一、七八七	五、六九三	一九、六九九	一〇、〇三八	六、八二〇	七、〇三二	二、二五八	七五四	三、二六六	七、一七〇	五、二五一

遠井 榮一	遠井 明	綱川 みつ江	綱川 敬蔵	綱川 晃	都築 克己	武澤 政雄	武澤 博	武澤 徳雄	竹内 信雄	田口 治樹
埼玉県加須市日出 安二百三十四番地	埼玉県加須市日出 安二百四十四番地	埼玉県加須市日出 安八百三十八番地	埼玉県加須市日出 安四百十八番地	埼玉県加須市日出 安二百五十一番地	埼玉県加須市下種 足四百八十三番地 二	埼玉県加須市栄千 七百五十九番地	埼玉県加須市栄二 千八十六番地	埼玉県加須市栄二 千五百七十九番地 一	埼玉県加須市日出 安三百四十二番地 一	埼玉県加須市栄八 百九十番地
埼玉県加須市日出 安字外柵見三番ほ か三十九筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見九番ほ か十三筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見二十一 番一ほか六十八筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見六十二 番一ほか十二筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見四十八 番一ほか二十三筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見四十九 番一ほか十三筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千六百九 十一番	埼玉県加須市栄字 高野三千二百十番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 神出二千五百四十 一番一ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見一番ほ か二十一筆	埼玉県加須市栄字 鷹匠七百四番一ほ か三筆
三三、〇六五	九、九一七	五四、六六三	一四、八九八	一六、三七三	一一、九九七	一、〇〇五	一、七二〇	三、八一一	一六、七三〇	五、七二七

萩原 浩	萩原 一夫	野本 和男	長濱 一郎	中野 満壽男	中野 一成	戸田 祐司	遠井 芳枝	遠井 光行	遠井 勝	遠井 和美
埼玉県加須市栄二 千四百八十八番地	埼玉県加須市栄二 千五百八十二番地	埼玉県加須市正能 九百六番地	埼玉県加須市根古 屋六百五十六番地 八	埼玉県加須市栄二 千二百九十一番地	埼玉県加須市栄千 八百七十九番地	埼玉県加須市日出 安千二百八十一番 地八	埼玉県加須市日出 安二百七十二番地	埼玉県加須市日出 安二百十八番地	埼玉県加須市日出 安三百九十三番地	埼玉県加須市日出 安三百九十六番地
埼玉県加須市駒場 字三軒五百十五番 一ほか二十一筆	埼玉県加須市栄字 神出二千六百十一 番ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字上六百七十六 番ほか二筆	埼玉県加須市根古 屋字向沼五百九十 八番ほか二筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千七百六 番二	埼玉県加須市栄字 高野三千三百三十 一番一ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字上六百八十三 番ほか九筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見六十五 番一ほか九筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百四十 番ほか十四筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見三十七 番ほか十六筆	埼玉県加須市日出 安字外柵見二番ほ か九筆
二五、五一五	三、〇九一	二、九四九	一、七六八	一、七九六	二、六四三	五、三一六	一〇、一七五	一一、八二八	一五、二一一	一一、九四七

山口 兼義	矢部 広明	茂木 親司	水野 則男	松橋 昇	松岡 正一	町田 良一	町田 和夫	藤沼 治	平澤 康一	平井 勲
埼玉県加須市日出 安千六番地	埼玉県加須市東栄 二丁目十一番四十 号	埼玉県加須市上高 柳八百十五番地	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市向古 河三百四十三番地	埼玉県久喜市北中 曾根千三百八十六 番地	埼玉県加須市上高 柳八百三十八番地	埼玉県加須市上高 柳七百四十五番地	埼玉県加須市日出 安七百四十五番地	埼玉県加須市日出 安七百七十二番地	埼玉県加須市栄二 千二百七十四番地 一
埼玉県加須市日出 安字新道下三百二 十五番一ほか七筆	埼玉県加須市日出 安字新道上五百九 十三番ほか九筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百二十 三番ほか四筆	埼玉県加須市駒場 字駒場六十番ほか 二十一筆	埼玉県加須市栄字 神出二千五百六十 番ほか二筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百二十 四番一ほか四筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百二十 一番	埼玉県加須市日出 安字新道上六百三 十九番一ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字新道上六百六 十一番ほか十七筆	埼玉県加須市日出 安字上六百七十三 番三ほか一筆	埼玉県加須市栄字 北高野三千八百四 十五番ほか三筆
七、 九七〇	七、 二六八	四、 二六二	二一、 三五〇	三、 五四八	四、 九八二	九九七	八七八	一五、 一九四	三四二	五、 九九九

山口 茂男	埼玉県加須市日出 安四百四十三番地	埼玉県加須市日出 安字外柵見七十四 番ほか九筆	八、三一九
山口 芳男	埼玉県加須市日出 安八百五十三番地	埼玉県加須市日出 安字外柵見九十一 番ほか三十筆	三二、五二九
山崎 繁雄	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市駒場 字堤外四百三十四 番五ほか九筆	七、一九七
山中 哲大	埼玉県加須市大越 二千十七番地	埼玉県加須市大越 字西正傳木千百三 十六番一ほか三十 六筆	七四、四八六
農事組合法人ら んざん営農	埼玉県比企郡嵐山 町大字広野百七十 七番地五	埼玉県比企郡嵐山 町大字鎌形字野戦 場二千九百二十九 番	二、九二〇
二松 正憲	埼玉県比企郡滑川 町月の輪三丁目八 番地ニラ・ルミエ ル三百一	埼玉県比企郡川島 町大字北園部字亀 ノ尻四百三十四番 一ほか三百七十七 筆	二七一、四三七
合同会社黒澤農 園	埼玉県秩父郡小鹿 野町三山四百一番 地二	埼玉県秩父郡小鹿 野町三山字小金沢 七十四番一ほか一 筆	一、六八八

二 申請年月日

平成二十八年十二月十二日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年十二月二十七日から平成二十九年一月十七日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告示

埼玉県告示第千六百六十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
伊東 英臣	埼玉県行田市大字 谷郷二千五百七番地	埼玉県行田市大字 谷郷字竹町千八百四十四番一ほか七筆	六、九二六
内田 一夫	埼玉県行田市大字 和田五百三十二番地	埼玉県行田市大字 和田字奈良町八百三十四番一	七五六
大谷 重雄	埼玉県行田市谷郷三丁目十二番十二号	埼玉県行田市大字 上池守字天神町六十七番ほか二筆	八、二九六
加藤 弘	埼玉県行田市大字 和田五百二十八番地三	埼玉県行田市大字 和田字水口六百九十九番一ほか七筆	七、七九六
株式会社あらい農産	埼玉県行田市大字 長野七千四百五十七番地	埼玉県行田市大字 下須戸字八反田百二十二番	二、三四九
株式会社はせがわ農園	埼玉県行田市大字 谷郷三百八番地一	埼玉県行田市大字 中里字道下百八十九番	二、二四一
河野 茂夫	埼玉県行田市大字 真名板千二百七十六番地	埼玉県行田市大字 真名板字中郷九百四十一番一ほか十六筆	一〇、六三八

有限会社神扇農業機械化センター	前島 喜一	小島 栄司	川鍋 和人	會田 正	吉澤 明雄	山中 哲大	有限会社モリシゲ物産	茂木 忠	野村 正幸	小林 秀康
埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地	埼玉県春日部市水角九百五十三番地	埼玉県春日部市米崎四百十八番地	埼玉県春日部市水角四百七十九番地	埼玉県春日部市東中野二百九十一番地一	埼玉県加須市上高柳九百三十七番地	埼玉県加須市大越二千十七番地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目百八十二番地の二	埼玉県行田市大字前谷千七百三十六番地	埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地	埼玉県行田市大字斎条三百二番地一
埼玉県幸手市大字神扇字天神前二百五十九番一ほか八筆	埼玉県春日部市水角字立道八百七番ほか七筆	埼玉県春日部市米崎字仲田二百十三番一ほか一筆	埼玉県春日部市水角字茨島四百三十三番ほか一筆	埼玉県春日部市飯沼字大名五百八十七番ほか十二筆	埼玉県加須市上高柳字柳下七百二十五番一ほか二筆	埼玉県加須市大越字西町三千七百三十四番ほか四十九筆	埼玉県秩父市下吉田字暮坪九千四百四十九番	埼玉県行田市大字前谷字前田六百四十一番ほか一筆	埼玉県行田市大字荒木字郷地裏三千六百七十一番ほか十四筆	埼玉県行田市大字中里字道上百三十二番ほか二筆
一九、二二一	一三、六六四	二、八三三	一、九七〇	一二、八八〇	三、五二六	一三二、二二四	一、七〇〇	二、〇〇〇	九、〇九六	五、九一四

鈴木 勝男	川島 昇	株式会社ヤマザ キライス	ひびきの農産株 式会社	木村 保	飯野 泰司	小森谷 晃	小島 秀文
埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字佐左門 五百二十四番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽八百 十二番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽八百 十五番地	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十三 番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千七百 十九番地	埼玉県比企郡川島 町大字白井沼二十 番地	埼玉県比企郡川島 町大字平沼九百九 十九番地
埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽千二 百十六番ほか十筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽七百 二十三番	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽百五 十番一ほか七筆	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字志戸 川八百四十番一ほ か十三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字志戸 川八百四十番一ほ か十三筆	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字利元 田八百十五番	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字平沼 前三百五十九番二 ほか十九筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字中九 百十九番一ほか七 筆
一九、 四五六	六六六	一五、 四九三	一九、 八八三	一九、 八八三	一、 三三六	一六、 七〇一	五、 八〇六

二 認可年月日

平成二十八年十二月二十一日

告 示

埼玉県告示第千六百六十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六一〇一〇一〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎字谷中二千九百三十九番地一 外十六筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 百九十八・八六立方メートル

告示

埼玉県告示第千六百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
楓ヶ丘三丁目	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
松ヶ丘三丁目	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十王殿2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
西平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
上太田1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十王殿1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上太田2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下太田	平面図等を埼玉県秩父	急傾斜地の崩壊

品沢2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
品沢3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
品沢4	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
品沢5	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
品沢6	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
品沢7	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
品沢8	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
小柱1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小柱2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小柱3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
遠原1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
遠原2-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

黒草	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
翠沼1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中原	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
桐木	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下小川	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上郷5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上郷6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上郷7	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上郷10	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中郷2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地滑り
沢口	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	地滑り

二 土砂災害特別警戒区域

根岸	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地滑り
小園	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小園 1	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
露梨子―3	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
露梨子―2	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
露梨子―1	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上の町	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
鉢形沢	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
保田原	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
寄居 580	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
正喜橋	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

<p>土砂災害特別警戒区域の名称</p>	<p>土砂災害特別警戒区域</p>	<p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項</p>
<p>楓ヶ丘三丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>松ヶ丘三丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>十王殿2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>西平</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上太田1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>十王殿1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>太田富田2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>太田富田3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>品沢1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>品沢2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>品沢4</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>品沢5</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

品沢6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
品沢7	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
品沢8	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
小柱1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
小柱2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
小柱3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
遠原1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>品沢下郷4―1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>品沢下郷4―2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上郷12―1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上郷12―2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中組3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中組5</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

上郷6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
上郷7	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
上郷10	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
小園	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。				
小園1	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。				
露梨子1-3	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。				
露梨子1-2	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所				

	露梨子―1				
	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。				
上の町	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			
鉢形沢	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流			
保田原	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			
寄居580	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			
正喜橋	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			
	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。				

告 示

埼玉県告示第千六百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千六百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 随意契約に係る建設工事の名称
熊谷ラグビー場新スタンドほか建設工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県都市整備部公園スタジアム課ラグビー場整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年11月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
清水建設株式会社 東京都中央区京橋2丁目16番1号
- 5 契約金額
7,907,760,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市大字小谷田字中内手二三二番一地从先から同市大字小谷田字八坂一三二番一地从先まで		区 間
九・四二〇 一八・三四	七・一七〇 十七・八六	敷地の幅員 (メートル)
三二〇・三七		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事による。		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道川島こども動物自然 公園自転車道線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字下小見野字辻 ケ谷戸町五番一地从先から 同郡同町大字上小見野字家附五 番町六一七番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年十二月二十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年四月二十三日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第一号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長二五二・〇 メートル。</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>上里鬼石線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡神川町大字新宿字枇杷橋一 ○番一地从り同郡同町大字新宿字 本郷四七番三地从りまで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年十二月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年三月六日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三六・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	新 旧 別
<p>行田市大字埼玉字百塚通 四九五九番一地先から 同市大字埼玉字百塚通四 八六二番一地先まで</p>		区 間
<p>一〇・四〇〃 三一・五〇</p>	<p>八・六〇〃 二〇・〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三五二・八〇</p>		延 長 (メートル)
<p>交差点整備事業。</p>		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 騎西鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	新 旧 別
<p>行田市大字埼玉字片原通 三五三一番一地从先から 同市大字埼玉字下屋敷通 四六五四番一地从先まで</p>		区 間
<p>一三・〇〇〇 三三二・〇〇〇</p>	<p>七・一八〇 一〇・七〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四七八・三〇</p>		延 長 (メートル)
<p>交差点整備事業。</p>		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上新郷埼玉線
- 三 道路の区域

新	旧	新 旧 別
<p>行田市大字埼玉字片原通 三四八三番二地先から 同市大字埼玉字片原通三 四七八番一地先まで</p>		区 間
<p>一二・〇〇〇 三一・〇〇〇</p>	<p>六・一二〇 六・九八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇五・三〇</p>		延 長 (メートル)
<p>交差点整備事業。</p>		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十二月七日

指令川建セ第二八〇〇〇三一号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月二十一日

川建セ第二八〇〇五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字將軍沢字西方六十五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南三丁目二十七番二十五フラット長瀬二〇一号

小久保 成治

告 示

埼玉県病院事業告示第八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

手術用磁場式・光学式ナビゲーションシステム 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年3月31日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 福森・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問
合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

小児医療センター建設課 運営担当 田中

電話048-830-5989（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情
報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成29年

2月6日 午前9時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年2月3日 午後5時まで

上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成29年2月6日 午前9時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成29年1月23日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年1月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Magnetic field and optical navigation system

(2) Time-limit for tender:

9:20 a.m., February 6, 2017 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., February 3, 2017)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988